

※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

※

※

※ 定 款

※

※

※

※

※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

株式会社 カブコン

# 第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、商号を株式会社カプコンと称し、英文では、CAPCOM CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 電子を応用したゲーム機器、ソフトウェアおよび玩具の企画、開発、製造、販売、輸出入および賃貸
2. 不動産の賃貸、管理、売買、仲介
3. 金融業
4. 遊園地の経営
5. ゲームセンターの経営
6. ゴルフ場、テニス場、ビリヤード場、ボウリング場の経営
7. 工業所有権、著作権等の無体財産権、ノウハウの取得および使用の許諾
8. 出版物の製作および販売
9. 映画、ビデオテープ等映像の企画および製作
10. 飲食店の経営
11. 保育所の経営
12. デジタル電子機器（携帯電話の充電器）の企画、開発、製造、販売、リース、レンタルおよびメンテナンス業務
13. 音楽著作権の管理
14. 音楽著作物の利用の開発
15. CD、ビデオ等の原盤の企画制作
16. 楽譜の出版
17. 映画、映像、演劇および音楽等の催事の企画、制作、興行ならびに関連商品の販売
18. e スポーツ（コンピューターゲームを使用した競技）の企画、開発および運営
19. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を大阪市に置く。

(機 関)

第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、6 億株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第165条第 2 項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の売渡請求)

第 9 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当会社に対して請求（以下「買増請求」という。）することができる。ただし、当会社が売渡すべき数の自己株式を有しないときはこの限りではない。

- ② 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他株式または新株予約権に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第 11 条 当会社の株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

## 第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役会が定める代表取締役が招集し、その議長となる。

- ② 取締役会が定める代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに当る。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

② 前項の株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

#### 第 4 章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会

(取締役の員数)

第 18 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名以内とする。

② 当会社の監査等委員である取締役は5名以内とする。

(取締役の選任)

第 19 条 当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- ④ 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長および取締役社長各1名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、取締役会が定める代表取締役が招集し、その議長となる。

- ② 取締役会が定める代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに当る。

(常勤の監査等委員)

第24条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を監査等委員会の決議をもって選定することができる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。

ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第26条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。

ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- ② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当会社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

(重要な業務執行の委任)

第 28 条 当会社は、会社法第399条の13第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規則)

第 29 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規則による。

(監査等委員会規則)

第 30 条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

(取締役の報酬等)

第 31 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 32 条 当会社は、会社法第426条第 1 項の規定により、取締役（取締役であったものを含む。）の同法第423条第 1 項の規定に定める損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当会社は、会社法第427条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等を除く。）との間で、同法第423条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。

## 第 5 章 計 算

(事業年度)

第 33 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(期末配当および基準日)

第 34 条 当会社は、毎年 3 月 31 日を基準日として、定時株主総会の決議によって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を支払うものとする。

(中間配当および基準日)

第 35 条 当会社は、毎年 9 月 30 日を基準日として、取締役会の決議によって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 36 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

1990年6月27日改正

1991年6月27日改正

1992年6月26日改正

1993年6月29日改正

1994年6月29日改正

1998年6月26日改正

2000年6月23日改正

2002年6月21日改正

2003年6月20日改正

2004年6月18日改正

2006年6月23日改正

2007年6月21日改正

2009年6月17日改正

2010年1月6日改正

2014年6月16日改正

2015年5月7日改正

2015年6月12日改正

2016年6月17日改正

2018年4月1日改正

2019年6月17日改正

2021年4月1日改正